

横浜市通訳ボランティア派遣事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、横浜市内の区役所の窓口、市の公共施設、市立小中学校など（以下、「公共機関等」という。）に通訳ボランティアおよび専門通訳ボランティア（以下、「通訳ボランティア等」という。）を派遣する「横浜市通訳ボランティア派遣事業（以下、「本事業」という。）」実施にあたり、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、公共機関等に通訳ボランティア等を派遣することにより、日本語の困難な外国人などに基本的な行政サービスを提供するとともに公共機関等の業務の円滑化を図ることを目的とする。

(実施主体および共同実施)

第3条 本事業は、横浜市および横浜市の関連公共機関からの委託および補助金の交付により、公益財団法人 横浜市国際交流協会（以下、「協会」という。）が主体となり、実施する。

2 本事業の共同実施主体は、次の機関とする（以下、総称して「ラウンジ」という。）。

- (1) 青葉国際交流ラウンジ
- (2) ほどがや国際交流ラウンジ
- (3) 港南国際交流ラウンジ
- (4) 港北国際交流ラウンジ
- (5) みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
- (6) 金沢国際交流ラウンジ
- (7) 鶴見国際交流ラウンジ
- (8) みどり国際交流ラウンジ

(事業の種類)

第4条 本事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 行政通訳（一般）
- (2) 行政通訳（専門）
- (3) 行政通訳（定期派遣）
- (4) 学校通訳

2 各種類における派遣先は、次のとおりとする。

- (1) 別表で定める、公共機関等
- (2) 公共機関等以外で、別表で定める公共機関等の職員が業務を実施する場所
- (3) (1)(2)に関わらず、公益性や緊急性等の判断により、協会は、派遣先を追加することができる。ただし、この場合の派遣先も、横浜市の指定管理または業務委託を受けて運営を行っている施設に限る。

3 各派遣先に派遣する通訳ボランティア等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通訳ボランティア
派遣の種類(1)(3)(4)において、活動するもの
- (2) 専門通訳ボランティア
通訳ボランティアのうち、派遣の種類(2)の派遣先において、活動するもの。

(通訳ボランティア等の派遣内容)

第5条 本事業で通訳ボランティア等の派遣を行う内容は、日常生活を送るのに必要とされる手続き、説明、相談など基本的な行政サービスに該当するものの通訳とする。

2 通訳対象者は、原則として、満18歳以上とする。

3 次の内容に対する通訳ボランティア等の派遣は行わない。

- (1) 手続き、説明、相談を目的としないイベント、式典、パーティ、大会などの通訳

- (2)もっぱら個人の利益を目的としたり、もしくは高度な専門知識を要するなど、基本的行政サービスを超越するものの通訳
- (3)病院およびこれに類する施設における診察、専門的な医療用語が使われる場面、リスクが比較的高い医学的技術を伴う行為の通訳。ただし、これまでの取組経緯等を鑑み、療育に関わるものなど、当協会が認めるものは除く。
- (4)学校での試験や学習支援及び単なるつきそいなど通訳と認められないもの
- (5)横浜市の指定管理または業務委託を受けて運営を行っている施設における指定管理、業務委託以外で行っている業務の通訳
- (6)外国人等の代理人的行為
- (7)その他、本事業の主旨にそぐわないもの

(通訳ボランティア等の活動時間)

- 第6条 通訳ボランティア等の活動時間帯は、原則として、平日（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く日）の午前8時45分から午後5時15分までの間とする。
- 2 1回の活動時間は、原則として、2時間以内とする。ただし、行政通訳（定期派遣）の活動時間は、別途定める。

(通訳ボランティアの募集・登録)

- 第7条 通訳ボランティアの募集は、協会とラウンジが共同、ないしは独自に行う。
- 2 募集期間は、登録者の状況により、随時または期間を定めて行う。
- 3 通訳ボランティアの応募資格は次のとおりとする。
- (1)本事業の趣旨に賛同し、誠実に活動できる者
 - (2)日本語及び外国語で日常会話以上の会話力を持つ者
 - (3)原則として、横浜市内または近郊に在住・在勤又は在学する者（国籍は問わない）
 - (4)年齢満18歳以上
 - (5)原則として、本事業の活動時間（平日日中）に活動可能な者
 - (6)原則として、emailを使用できる者
- 4 登録期間は、登録日より、登録者から登録抹消の申し出がある日までとする。
- 5 登録期間内に活動の休止を希望する者は、ラウンジに申し出をする
- 6 通訳ボランティアの登録希望者は、協会またはラウンジに所定の登録用紙を提出し、面談を受けるものとする。

(専門通訳ボランティアの募集・登録)

- 第8条 専門通訳ボランティアの募集は、協会が行う。
- 2 募集は原則として期間を定めて行い、登録にあたってはレベルチェック等を行う。ただし、登録者の状況によってはこの限りでない。
- 3 専門通訳ボランティアの応募資格は通訳ボランティアに登録している者とする。
- 4 登録期間は、登録日より、登録者から登録抹消の申し出がある日までとする。
- 5 専門通訳ボランティアの登録希望者は、協会に対し、募集期間内に所定の登録用紙を提出するものとする。

(通訳ボランティア等の登録解除)

- 第9条 通訳ボランティアが、活動において他者に著しく損害を与えたり、迷惑をかけた場合は、協会がラウンジと協議し、その登録を解除する。
- 2 専門通訳ボランティアが、活動において他者に著しく損害を与えたり、迷惑をかけた場合は、協会がその登録を解除する。

(派遣を依頼できる者)

- 第10条 通訳ボランティア等の派遣の依頼者は、別表の派遣先機関とする。

(通訳ボランティアの派遣手順)

第11条 通訳ボランティアの派遣手順は、次のとおりとする（ただし、行政通訳（定期派遣）を除く）。

- (1) 依頼者は、派遣希望日の1週間前までに、所定の書面により協会またはラウンジに対して派遣を依頼する。原則として、依頼者は特定の通訳ボランティアを指名することはできない。
- (2) 依頼を受けたラウンジは、通訳ボランティアの派遣または通訳内容が適切かどうかを判断し、派遣および派遣する通訳ボランティアを決定する。決定された通訳ボランティアは、依頼者と連絡を取り、活動の詳細について説明を受ける。

2 行政通訳（定期派遣）については、協会が決定した通訳ボランティアを、定期的に派遣する。

(専門通訳ボランティアの派遣手順)

第12条 専門通訳ボランティアの派遣手順は、次のとおりとする。

- (1) 派遣の依頼は、派遣希望日の1週間前までに、所定の書面により、協会に対して行う。
- (2) 協会は、専門通訳ボランティアの派遣または通訳内容が適切かどうかを判断し、派遣および派遣する専門通訳ボランティアを決定する。決定された専門通訳ボランティアは、依頼者と連絡を取り、活動の詳細について説明を受ける。
- (3) 専門通訳ボランティアと公共機関とは、通訳にあたり、事前打ち合わせを行うものとする。

(通訳ボランティア等の派遣の中止)

第13条 通訳派遣日に大雪や暴風等の悪天候、地震等の自然災害により通訳ボランティア等に危険がおよぶことが予測される場合、また、通訳ボランティアの止むを得ない事情で急遽通訳活動ができなくなった場合には、原則として依頼者と協議の上、派遣を中止することとする。

(報告書の提出)

第14条 通訳ボランティア等は、通訳業務終了後、必要事項を記入した報告書を提出する。

- (1) 活動報告書Aは、通訳業務終了時に、公共機関等に提出することを必須とする。
- (2) 活動報告書Bは、派遣日より1週間以内に協会に任意で提出することとする。

2 公共機関等は、派遣日より1週間以内に、通訳ボランティア等から受領した活動報告書Aに所定事項を記入のうえ、協会に提出する。

(通訳対象者からの意見聴取)

第15条 通訳ボランティア制度における通訳対象の外国人等からの意見等は、外国人等が協会に任意で提出する所定のアンケートフォームを通して聴取する。アンケートフォームは、通訳終了後、派遣先機関担当者が任意で外国人等に渡すこととする。

(交通費または謝金の支給)

第16条 協会は、公共機関等から報告書を受領した後、次の費用を通訳ボランティア等に支払う。

- (1) 行政通訳（一般）
交通費として、1回あたり2,000円
- (2) 学校通訳
交通費として、1回あたり1,800円または2,000円
- (3) 行政通訳（専門）
謝金として、1回あたり4,000円（交通費及び事前打ち合わせ謝金を含む）
待機料として、1回あたり2,000円（交通費）
- (4) 行政（定期派遣）
別に定める謝金を支払う。

2 通訳実施当日、行政機関や外国人側の都合で急遽キャンセルになり、通訳ボランティアが現場に赴いていた場合には、通訳を実施しなくても、ボランティアに交通費を支払う。

(個人情報保護)

第17条 協会およびラウンジは、本事業に係る個人情報の保護に関し十分に配慮し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 通訳ボランティア等および派遣先団体は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、本事業の実施に当たって知り得た個人情報の保護に関し十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第18条 協会、ラウンジおよび通訳ボランティア等は、外国人などのプライバシーを尊重し、その身上に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(保険)

第19条 通訳ボランティア等の活動中の傷害事故・賠償事故に対応するため、協会は保険に加入する。

(免責等)

第20条 公共機関等は、活動の事前事後、また、活動中において、事故や約束事の不履行などにより通訳ボランティア等に損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。

2 通訳ボランティア等が事故等により被った損害の補償範囲は、前条の保険から支払われる金額を限度とする。

3 通訳ボランティア等の活動（不履行を含む）により公共機関等が被った損害については、協会及び通訳ボランティア等は賠償の責を負わない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関する必要な事項は別に定める。

2 横浜市通訳ボランティア派遣事業を活用した震災時における外国人支援については別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年11月1日から施行する。

2 平成21年7月1日一部改正。

3 平成22年4月1日一部改正。

4 平成22年11月1日一部改正。

5 平成24年4月1日一部改正。

6 平成25年3月1日一部改正。

7 平成25年4月1日一部改正。

8 平成25年6月1日一部改正。

9 平成25年11月1日一部改正。

10 平成26年4月1日一部改正。

11 平成27年4月1日一部改正。

12 平成28年5月1日一部改正。

13 平成29年9月1日一部改正。

14 平成31年4月1日一部改正。

15 令和3年9月1日一部改正。

横浜市通訳ボランティア事業 派遣先（第4条第2項）

1 行政通訳（一般、専門）

	派遣先	一 般	専 門
1	横浜市各局部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門派遣対象部署を除く市役所各局各部署 ・ 横浜市立高等学校 ・ 横浜市立特別支援学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども青少年局 児童相談所 ・ 市民局 市民相談室 ・ 健康福祉局 障害者更生相談所 ・ 教育委員会 特別支援教育総合センター
2	横浜市各区内部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報相談係特別相談窓口を除く各区総務部各課 ・ 生活支援課を除く各区福祉保健センター各課 ・ 区土木事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報相談係 特別相談窓口 ・ 区福祉保健センター 生活支援課
3	横浜市内に所在する児童福祉・障害福祉に資する施設・事業のうち、当協会が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所 ・ 認可保育所（私立） ・ 横浜保育室 ・ 認定こども園 ・ 放課後キッズクラブ ・ 放課後児童クラブ ・ 児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 障害児相談支援事業所 ・ 障害者地域活動ホーム ・ 横浜市障害者就労支援センター ・ その他 	なし
4	横浜市が管理、運営する施設及び横浜市の指定管理者制度、または業務委託を受けて運営を行っている施設のうち、当協会が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市地域ケアプラザ ・ 地域子育て支援拠点 ・ はまっ子ふれあいスクール ・ 横浜市立市民病院 ・ 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター ・ 横浜市立大学付属病院 ・ 横浜市立大学付属市民総合医療センター ・ みなと赤十字病院 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域療育センター ・ 小児療育相談センター ・ 総合保健医療センター ・ 総合リハビリテーションセンター ・ 消費生活総合センター ・ 男女共同参画センター ・ その他

行政通訳（定期派遣）

	派遣先	備 考
1	南区区政推進課広報相談係	
2	南区こども家庭支援課こども家庭係	
3	鶴見区戸籍課	

2 学校通訳

	派遣先	備 考
1	市立小学校	
2	市立中学校	
3	市立義務教育学校	